

第8回桶川市振興計画審議会の開催結果

〈実施結果概要〉

【開催日】令和4年10月22日（土）

午前9時30分から午前11時15分まで

【開催場所】市役所 会議室402

【出席委員】11名 ※1名欠席

【役職】会長：大沢委員（学識経験）

副会長：水村委員（教育委員会委員）

【傍聴者】0名

【審議等】

- ・パブリック・コメントにより提出された意見の基本構
想への反映について審議。

別記様式（第3条関係）

会議録（1）〈要約〉

会議の名称	第8回桶川市振興計画審議会
開催日時	令和4年10月22日（土） （開会）午前9時30分 （閉会）午前11時15分
開催場所	桶川市役所 会議室402
主宰者の氏名	企画財政部企画調整課
議長の氏名	大沢会長
出席者氏名 （委員）	水村副会長、岩崎委員、岡安委員、新島委員、荒井委員、秋山委員、 中村委員、澁谷委員、吉田委員、永井委員
欠席者氏名 （委員）	井上委員
説明員氏名	企画財政部企画調整課、ランドブレイン株式会社
事務局職員 職名及び氏名	企画財政部 川邊部長、野口副部長 企画調整課 向井課長、篠原係長、野原主任
会議事項	議題
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 概要説明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第7回審議会の結果について (2) パブリック・コメントの実施結果概要について 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) パブリック・コメントの反映について 4. 事務連絡等
	決定事項等
	<p>・パブリック・コメントによる意見を一部反映の上、審議会における基本構想の最終案とする。文言等の体裁は、会長・副会長に一任する。</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回桶川市振興計画審議会の開催結果・・・・・・・・・・【資料1】 ・パブリック・コメント実施結果概要・・・・・・・・・・【資料2】 ・桶川市第六次総合計画基本構想（素案）・・・・・・・・・・【資料3】 ・意見等の募集結果・・・・・・・・・・【参考資料1】 ・計画策定の背景・・・・・・・・・・【参考資料2】

議事の経過	
発言者	発言内容
概要説明 (1) 第6回審議会の結果について	
事務局	資料1に基づき、事務局より説明。
会長	事務局からの説明について、何かご質問はありますか。
副会長	会議録の3ページ目の上尾道路沿道の土地利用に関する事務局の説明について、「物流施設」という文言の追加にあたり、「法改正等があったのか」という質問に対し、「現行法の枠組みの中で、一定の要件を満たす場合に限り立地は可能だが、市の上位計画との整合が求められる」となっています。実際にはその要件を満たすのは非常に難しいという説明だったと記憶しています。 説明の主旨がしっかりと伝わるように改めた方が良いと思います。
事務局	一定の要件を満たせば物流施設の立地は可能となりますが、立地基準などがあり、六次総へ記載すれば、それをもって建設が可能になるというわけではございません。特別な要件を満たす必要がありますので、誤解が生じないよう文章を改めます。
会長	事務局の方で、誤解のない表現に改めていただくようお願いします。
事務局	承知しました。
概要説明 (2) パブリック・コメントの実施結果概要について	
事務局	資料2に基づき、事務局より説明。
会長	事務局からの説明について、何かご意見ご質問はありますか。
委員	意見書を提出するための条件があると思いますが、ご意見をいただいた方はどのような属性の方なのでしょうか。
事務局	ご意見をいただいた4名の方全員が、市内在住者という要件に該当しています。
会長	他に何かご質問はありますか。
委員	なし。
議事 (1) パブリック・コメントの反映について	
事務局	資料3、参考資料1に基づき、事務局より説明。
会長	事務局からパブリック・コメントでいただいたご意見の反映について、説明いただきました。

	<p>審議会では、基本理念や政策など各段階で記載すべき内容のレベルを整理しながら議論を進めてまいりました。これを踏まえ、ご意見の取り扱いについて、一部は基本構想に反映し、その他施策や事業に関するご意見は、基本計画や関連する諸計画の検討の際の参考とすることとしています。事務局からの説明について、何かご意見ご質問はありますか。</p>
委員	<p>1 ページ目の基本理念の「人と自然が共生するまち」について、「・・・里山・・・」を「・・・田園風景や自然林、屋敷林・・・」と改めるとのことですが、自然林の概念には天然林も含まれるため、桶川市の立地環境を踏まえると語句として違和感があります。人の手が入った林という意味で雑木林という表現の方があっていると思います。【意見】</p>
副会長	<p>委員ご指摘のとおり、自然林ではなく、雑木林が一般的だと思います。【意見】</p>
委員	<p>屋敷林は、防風林としての機能を担っていましたが、暴風により倒木する懸念もあり、伐採している方も増えているように思います。 保護だけでなく、人や家屋など、生活に被害が及ばないような適切な管理についても、人と自然の共生と次代に引き継ぐまちづくりに必要な要素だと思います。【意見】</p>
委員	<p>みどり豊かな美しい風景として、自然林だから次代に引き継ぐ、屋敷林だから次代に引き継がないといった判断をしないのであれば、あくまで基本理念ですので、実情に沿った雑木林として表現してもよいと思います。【意見】</p>
委員	<p>屋敷林は、4 ページ目の環境・みどりに関する政策分野でも読み取れると思います。【意見】 桶川市では、屋敷林の税制優遇など、保全に向けた事業は実施していますか。</p>
事務局	<p>市民緑地に指定され、無償で公共の用に供する場合、その土地に対する固定資産税が非課税となる制度はございますが、屋敷林としての優遇制度はございません。</p>
会長	<p>皆様のご意見を踏まえ、「・・・里山・・・」については、事務局案を一部修正し、「・・・田園風景や雑木林・・・」に変更するというところでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>他に何かご意見ご質問はありますか。</p>
委員	<p>4 ページ目の「環境みどりに関する政策分野」に「生態系の保全」という文言を追加することについて、自然環境の保護も大切ですが、地域に暮らす市民の生活も同様に大切なことです。「人と自然にやさしくみどり豊かで快適なまち」を実現するためには、快適な生活に不可欠な道路や河川の整備などは必要になります。開発と保全のバランスのとれたまちづくりを志向する基本構想にすべきと思います。【意見】</p>
委員	<p>以前、江川では増水時に人身事故が起きています。安全性の確保についての取り組みはどのような状況でしょうか。</p>

事務局	江川では、過去、増水時に人身事故が発生しており、現在、水害対策として、上流域において調節池の整備が進められています。一方、上尾道路では、江川流域の環境保全に配慮しながら事業が進められています。基本構想の政策には、「安心安全・都市基盤」、「環境・みどり」に関する分野があり、先人が残した自然を大切にしながら、安心して快適に住み続けられるまちづくりを進めることとなっております。
委員	人の営みと自然が共生し、快適な暮らしを実現するためには、整備や開発、保全とのバランスに留意する必要があります。政策の環境・みどりに関する分野では、生物多様性が表記されており、生態系の保全は、生物多様性に含まれると思います。土地利用のレベルでは、6ページ目の土地利用の基本方針の中に自然環境の保全、8ページ目の「緑・水辺軸」の中で、水辺環境の保全を示す案が良いと思います。 これに対し、4ページ目の「環境・みどりに関する分野」の「生態系の保全」は、基本計画の施策へとつながる後段ではなく、理想的な状態やビジョンを示す前段に置くべきだと思います。【意見】
委員	住んでいる方の不便さはあると思いますが、世界の動向をみると自然を保全して次の世代につないでいく方向にあると思います。 世界のトレンドや、今後の人口減少などによるまちの在り方なども踏まえ、まちづくりを進めていく必要があります。【意見】
会長	「生態系の保全」に関連して、他に何かご意見はありませんか。
委員	4ページ目の前段に「生態系の保全」を移す場合、生態系よりも生物多様性の方が大きい概念なので、「生物多様性や生態系の保全」という語順にするとよいと思います。【意見】
会長	それでは、皆様のご指摘を踏まえ、4ページ目の「環境・みどりに関する分野」の説明文は、「・・・多様なみどりや水辺の存在は、生物多様性につながる・・・」の部分「・・・多様なみどりや水辺の存在は、生物多様性や生態系の保全につながる・・・」と改め、前段に「生態系の保全」を移すことでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	他に何かご意見ご質問はありますか。
副会長	5ページ目の「2 土地利用の考え方」の「(1)土地利用の基本方針」の題名は、パブリック・コメントのご意見により、土地利用についての記載を「(2)土地利用」に移したので、「(1)基本方針」とした方が、良いと思います。【意見】
会長	基本構想の構成を踏まえ「(1)基本方針」とすることでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、他にご意見が無ければ、今回の審議結果を踏まえ事務局で修正箇所を反映したものを、本審議会の最終的な基本構想（素案）として、

	市長に答申することといたします。また、修正箇所の反映にあたり、最終的な文言等の体裁は、会長と副会長に一任していただければと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
その他 4 事務連絡等	
会長	それでは、事務連絡等について、事務局から何かありますか。
事務局	本日の審議を踏まえ、基本構想（素案）を修正いたします。確定版は、後日メール若しくは郵送で共有させていただきたいと思います。 これまでご審議いただきありがとうございました。
会長	以上をもちまして、第8回桶川市振興計画審議会を閉会いたします。 慎重なご審議ありがとうございました。